

平成25年度最高裁判所総合評価審査委員会（第4回） 議事概要

開催日及び場所	平成26年2月21日（金）最高裁判所小会議室
委員	<p>委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員長代理 浦江真人（東洋大学理工学部教授） 委員 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） 林弘一（経理局営繕課首席技官） 苅住真（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 総合評価審査委員会設置要領の改訂について

- (1) 建設コンサルタント業務に関する記述を加えた旨の説明。
- (2) 委員からの意見等はなし。

2 平成26年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針について

- (1) 以下の項目について説明。

- ① 工事及び建設コンサルタント業務等の調達手続
- ② 工事における実施方針
- ③ 工事における総合評価タイプの分類
- ④ 建設コンサルタント業務等における実施方針

- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり。

(①の工事及び建設コンサルタント業務等の調達手続について、提案された実施方針の確認に関する意見)

【委員】

業務における実施方針の達成状況の確認はどのように行うのか。

【事務局】

設計事務所と打合せを行う中で、達成状況を把握していくことになる。

(①の工事及び建設コンサルタント業務等の調達手続について、業務の成果物に関する意見)

【委員】

実施設計における成果物に関して、設計図書の種類や提出枚数についての基準等はあるのか。

【事務局】

参加者に提示する仕様書の中に、求める設計図書の種類や枚数を記載している。

(①の工事及び建設コンサルタント業務等の調達手続について、新しい総合評価落札方式のタイプに関する意見)

【委員】

最近の状況として、参加者から技術提案を求めても、不落になり再度手続きを繰り返すことについて、新しい総合評価落札方式のタイプには何らかの対策が盛り込まれているのか。

【事務局】

技術提案を課すことによる負担を軽減するため、技術提案を求めず、会社や技術者が持つ技術力で評価するタイプを設けている。

(②の工事における実施方針について、新規評価項目に関する意見)

【委員】

同種工事の施工実績について、同種性の判断として「より高い」ものと、「高い」ものとはどのように区分するのか。また、提案を有効とする場合、評価の重み付けをすることになるが、判断基準として明確なものがあるのか。

【事務局】

例えば新営工事の場合、発注する規模と比較して、階数と延べ面積の両方が発注規模以上の実績ならば「より高い同種性」、どちらかが発注規模以上の実績ならば「高い同種性」、参加資格要件のみを満たす実績ならば「同種性が認められる」という判断になる。また、この内容は入札説明書に記載する。重み付けの判断については、今後出される提案を検討し、ある程度の蓄積を踏まえて判断方法を確立していくことになる。

【委員】

評価方法として、有効ポイントの数を3倍にして評価する方法も考えられるが、5段階にランク分けをした理由は何か。

【事務局】

二極化導入の初年度ということで、国土交通省の枠組みに倣っている。

【委員】

新しい総合評価落札方式はどのように周知するのか。

【事務局】

入札公告や入札説明書の中で表示することになる。

【委員】

企業の技術力の評価について、JVでの実績はどう評価するのか。

【事務局】

割合として20%以上の実績について評価することになる。

【委員】

裁判所発注の工事实績を評価する点について、実績のない業者にとっては参入が厳しくなると思われるが、工夫の余地はなかったのか。

【事務局】

国交省においては、官庁工事の成績評定を評価しており、裁判所としても導入の方向で検討したい。

(④の建設コンサルタント業務等における実施方針について、評価の配点に関する意見)

【委員】

業務の成績評価について、係数を乗じるのは担当技術者の点数を小計した数値なの

か、それとも個々の点数なのか。

【事務局】

技術者個々の点数に乘じることになる。

【委員】

実績がないと0点になるのは理解できるが、成績が65点に満たないとマイナス評価となるのは、ペナルティ的な実績評価ということか。

【事務局】

国交省の枠組みと同じものを使用している。

【委員】

65点未満というのは相当低い点数になるのか。

【事務局】

通常的设计事務所の成績としては想定されない点数である。

(④の建設コンサルタント業務等における実施方針について、契約書に関する意見)

【委員】

設計業務における契約書は、裁判所独自のものなのか。

【事務局】

基本的には国交省と同じである。

【委員】

実施設計業務の契約書は裁判所独自の契約書を使っているのか。

【事務局】

業務内容については、仕様書等に記載することになる。契約書は国交省のものを使用しても問題なく運用できる。工事監理業務についても同じ契約書を使用している。

【委員】

工事監理業務における実施要領はあるのか。

【事務局】

特記仕様書において実施内容を示している。

【委員】

業務の成績評価におけるマイナス点について、一定期間が経過したらリセットされる仕組みがあってもよいのではないか。

【事務局】

過去5年間における成績についての評価であり、それを過ぎればマイナス評価はなくなる。業務の総合評価については、これから制度を導入していくところであり、まずはこの枠組みで実施し、1年経過したところで改善点等が出てくれば報告したいと考えている。

3 平成26年度総合評価審査委員会の審査対象案件の抽出について

- (1) 審査対象となる区分と、抽出案件について説明。
- (2) 委員からの意見等はなし。

4 平成26年度における競争参加資格の設定について

- (1) 以下の項目について説明。
 - ① 平成25年度補正予算案件について
 - ② 平成26年度本予算案件について

(平成25年度の補正予算案件及び平成26年度の本予算案件について、審議する範囲に関する意見)

【委員】

委員会としてどこまでを判断すればよいのか。ある程度の意見を出し、最終的に承認するという流れになるのか。

【事務局】

委員からは意見をいただき、最終的には支出負担行為担当官が判断することになる。

5 その他

- (1) 最高裁庁舎耐震改修工事の入札結果及び、徳島地家簡裁庁舎新営建築工事の入札結果について説明。
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり。

(最高裁工事が不落となったことから、次回以降の対応策に関する意見)

【委員】

不落という結果を受け、新たな提案設定し再度手続きを進めるわけだが、次回も同じ結果となった場合の対応策は考えているのか。

【事務局】

工事内容の変更や価格を見直し、実情にあった予定価格を設定することになる。

【委員】

提案内容を変更したのも、不落対策としての効果を狙ったものなのか。

【事務局】

1回目の参加者には審査結果を通知しており、2回目も同じ提案内容にした場合、1回目の参加者が有利になることから、提案内容を変更している。